

多気町と株式会社アドバンテックとの地域脱炭素社会 の実現に向けた包括連携協定書

多気町（以下「甲」という。）と株式会社アドバンテック（以下「乙」という。）は、多気町内における脱炭素社会の実現に資する取組の推進に関し、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力することにより、持続的な地域エネルギーの拠点づくりを効果的に推進し、町民の脱炭素化に対する意識の醸成を図り、脱炭素社会の実現及び災害等に対する地域のレジリエンスの強化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーに係る設備及びマネジメントシステムの導入検討に関すること
- (2) 脱炭素社会の実現に関する町民への啓発等に関すること
- (3) 災害等における地域のレジリエンスの強化に関すること
- (4) その他、脱炭素社会の実現に資する取組に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める本連携事項を適切に実施するため、必要に応じ甲乙間で誠実に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途書面により取り決めるものとする。

3 乙は、第1項に定める本連携事項に係る取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の期間)

- 第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、本協定の解約を希望する場合、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

(守秘義務)

- 第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、相手方から知り得た情報について、第三者に開示又は提供若しくは第1条に定める本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は第1条に定める本協定の目的を実現するために必要な範囲における乙の関係会社、弁護士、公認会計士、税理士及び顧問、並びに補助金の執行団体及び公的機関に開示する場合は、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たって知り得た情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講ずるとともに、本協定に基づく連携に当たって第三者の協力をえる場合は、その第三者にも同様の管理・対策を講じさせるものとする。
- 3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(定めのない事項)

- 第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の両者において記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月18日

三重県多気郡多気町相可1600番地
多気町

甲 多気町長 久保 行 央



東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
株式会社アドバンテック

乙 代表取締役 山名 正 英



